

始良市 人権教育・啓発基本計画



平成 27 年 3 月
鹿児島県始良市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と呼ばれています。人権とは、社会において幸福な生活を営むために必要な、また人間として当然に持っている固有の権利であります。人類は、長い歴史の中で、人類普遍の原理であるこの人権の確立を目指すとともに、一人ひとりの尊厳が大切にされる社会、人権が尊重される社会の実現に努めてきましたが、今日においても様々な人権侵害が今もなお存在しています。また、社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきています。

本市においては、始良市総合計画で、まちづくりの基本理念として「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を掲げ、各施策や事業の着実な実施に努めています。人権施策に関しては、本市に住むすべての人たちが個人として尊重され、認め合い、ともに生き、安心と生きがいを実感できる「人権尊重のまち」の実現を目指しており、市民と行政が協働して人権教育・啓発の取組を進めていくことが重要であると認識しています。今後の人権教育及び人権啓発についての取組を、より効果的に、また実効性のあるものにするため、ここに「始良市人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。市民の皆様には、本計画の目指すところをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画策定に当たりご尽力いただいた始良市人権教育・啓発基本計画策定委員会の皆様方に対し、深く感謝し、厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

始良市長 笹山義弘

目 次

第1章 はじめに

- 1 基本計画策定の趣旨・背景…………… 1
- 2 基本計画の性格…………… 2

第2章 基本計画の基本理念と目標

- 1 基本理念…………… 3
- 2 目標…………… 3

第3章 人権教育・啓発の推進

- 1 あらゆる場における人権教育・啓発
 - (1) 学校等…………… 4
 - (2) 家庭・地域社会…………… 5
 - (3) 企業等…………… 6
- 2 分野別施策の推進
 - (1) 女性の人権…………… 7
 - (2) 子どもの人権…………… 8
 - (3) 高齢者の人権…………… 9
 - (4) 障害者の人権…………… 11
 - (5) 北朝鮮当局による拉致問題等…………… 13
 - (6) 同和問題…………… 15
 - (7) 外国人の人権…………… 16

(8) HIV 感染者・ハンセン病元患者等の人権	17
(9) 刑を終えて出所した人の人権	18
(10) 犯罪被害者等の人権	18
(11) インターネット等による人権侵害	19
(12) 性的指向性と性同一性障害	21
(13) その他の人権問題	21
3 特定職業従事者に対する研修等の推進	22
4 総合的かつ効果的な推進	24

第4章 推進体制の整備等

1 基本計画の推進体制	26
2 関係機関との連携の促進	26
3 基本計画のフォローアップと見直し	26

資 料

○用語解説	27
○人権に関する取組	31
○人権に関する月間・週間	34
○世界人権宣言	35
○日本国憲法（抜粋）	41
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	43
○始良市人権教育・啓発基本計画策定委員会要綱	45

1 基本計画策定の趣旨・背景

人権尊重の動きは国際的潮流となっており、国際連合においては「世界人権宣言」以来、さまざまな人権に関する規約や条約が締結され、平成7年には「人権教育のための国連10年」、平成16年には「人権教育のための世界プログラム」が採択されました。

国内においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきています。平成9年に「人権擁護施策推進法」、平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行され、地方公共団体の人権教育・人権啓発に関する各種施策について責務が定められ、その取組が求められています。

現在、人権問題は日常のあらゆる場面で発生しています。女性、子ども、高齢者、障害者、外国人に関する人権問題や同和問題などに加え、最近では、北朝鮮当局によって拉致された被害者や犯罪被害者及びその家族の人権や交通事故の被害者の人権についても考慮する必要があります。さらに急速なインターネットの普及や社会状況の変化により新たな人権問題も発生しています。

人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑化・多様化することが想定され、こうしたことから、市民一人一人が人権に対する意識を高く持ち続けることが必要となっています。

そのためには、家庭や学校、事業者、地域などで、あらゆる機会を通じて、すべての市民に対して、人権教育の機会を提供し、啓発活動と市民の人権に対する意識の向上を促すことが市政の重要な課題となっています。

そこで、今後の人権教育・啓発施策を総合的かつ効果的に推進するため、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を参考にするとともに、「姶良市総合計画」や各種計画等との整合性を図りながら、ここに「姶良市人権教育・啓発基本計画」を策定します。

2 基本計画の性格

この基本計画は、次の性格を有しています。

- (1) 人権をめぐる現状及び課題を明らかにするものであること。

女性、子ども、高齢者、障害者、外国人に関する人権問題や同和問題などに加え、近年、社会的な関心が高まっている拉致問題、犯罪被害者や[※]HIV感染者・[※]ハンセン病元患者等をめぐる人権問題のほか、インターネット等による人権侵害など人権をめぐる現状及び課題を明らかにします。

- (2) 人権教育・啓発施策の基本方向を示すものであること。

本基本計画に基づき、人権教育・啓発施策の、総合的かつ効果的な推進に取り組むこととし、本市における人権教育・啓発施策の基本的方向を示します。

- (3) 人権問題の解決に資するものであること。

本市の各種施策において、人権問題を踏まえた施策を展開するとともに、人権問題に関する相談及び支援を促し、その解決に努めます。

1 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が、生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

すべての人々が人権を[※]享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が相互の間において共に尊重されることが必要ですが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要です。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められます。

今後は、こうした基本認識の下に人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進を図り、「相互の人権が[※]尊重され、人権という普遍的[※]文化(人権文化)が息づく心豊かな[※]始良市の実現」に努めます。

2 目標

本市の第1次始良市総合計画では「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を将来像とし、「人権の尊重・啓発活動の推進」を基本施策の一つに位置付け、人権尊重のまちづくりを目指しています。

人権尊重のまちづくりの推進に向けた人権に関する各種の情報提供や支援体制が幅広い分野にわたっていることから、関係機関等との連携や各種の支援体制、情報発信を総合的に行う体制、人権問題が発生した場合における被害者救済の体制づくりを進め、総合的な人権施策を推進していくこととします。

このようなことから、この基本計画の目標を「**本市に住むすべての人たちが個人として尊重され、認め合い、ともに生き、安心と生きがいを実感できる『人権尊重のまち』の実現を目指す**」と定め、人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進します。

1 あらゆる場における人権教育・啓発

(1) 学校等

【現状と課題】

人権教育においては、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることが市民一人一人に求められます。あらゆる学習機会を通じて、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面において実践に結び付け、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。

人権教育は、すべての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。各学校では、人権尊重の視点に立った授業の展開に取り組んでいます。

また、学校教育以外でも、家庭教育学級や成人学級等で人権教育に関する学習機会の提供を行っています。しかし、その学習内容がまだまだ生活に根ざした人権感覚の育成につながっていない現状があります。児童生徒の人権に関する知的理解が実践や行動まで結びつかない状況も見られることから、人権教育をさらに充実させていく必要があります。人権教育に関する研修会の充実を図るために、様々な人権課題を踏まえた内容の設定や研修形態の工夫などを行う必要があります。

【施策の方向性】

児童生徒一人一人が、その発達の段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう努めます。一人一人の人権が守られ、生き生きと生活することができるようにするために、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育に関わる多様な指導方法をもって展開する研修に取り組めます。

(2) 家庭・地域社会

【現状と課題】

家庭は、子どもたちすべての教育の原点であり、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。しかし、近年、核家族化や少子化等による家庭環境の変化により、過保護や過干渉、育児不安、しつけに対する自信喪失など家庭における教育力が低下してきています。

地域社会は様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。地域には、様々な人々が生活する中で、特に見えないところで高齢者、障害者、女性等の人権問題が存在しています。

また、社会情勢の変化に伴い、市民に地域社会の一員としての意識が希薄になっている傾向にあるので、地域内での人権尊重の心を培う機会の充実支援が一層必要となっています。

【施策の方向性】

家庭における人権教育を推進するためには、まず保護者自身が、偏見や差別心のない子どもを育むために、保護者の学習機会の充実や情報提供など家庭教育の支援に努めます。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制に努めます。さらに、家庭内での暴力や虐待などを未然に防ぐため学校や地域、関係機関との連携を一層強め相談活動の機能充実に努めます。

これらの業務を担う関係機関職員等の資質向上を図るための研修を充実させ、家庭教育機能の強化の支援に努めます。

地域社会においては、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域づくりを推進するため、生涯学習の各種施策を通じた人権教育学習の一層の充実を図ります。

(3) 企業等

【現状と課題】

企業等においては、その企業活動・営業活動等を通じ、地域の雇用の場を確保するなど、地域社会に深く関わりとともに、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

近年、企業等の社会的責任への関心はますます高まり、それぞれの状況に応じた取組が行われていますが、障害者の法定雇用率達成、高齢者の継続雇用、男女の賃金や昇進等の格差是正、職場内の様々なハラスメント防止、派遣労働者の待遇改善等、多くの課題が存在しています。

企業等に対する、人権教育・啓発の取組については、これまで以上に関係機関との連携を図りながら充実することが求められます。

【施策の方向性】

企業等においては、地域社会の構成員であるという自覚を持ち、働きやすい職場づくり、人権を尊重する職場づくりに取り組むことによって、地域社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を定着させることが必要です。

このように人権尊重の立場に立って労働環境の整備や、障害者の法定雇用率の達成、職場内の様々なハラスメント防止、労働派遣者の保護、個人情報の適正管理などを実践し、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう職場内の研修や啓発資料の提供など支援に努めます。

2 分野別施策の推進

(1) 女性の人権

【現状と課題】

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに、家族関係における男女平等について規定しています。しかし、現実には、依然として社会生活の様々な場面において女性が差別や不利益を受けることが少なからずあります。また、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力がいまだ存在するなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。女性の地位向上は、世界各国に共通した問題となっています。昭和50年（1975年）の国際婦人年以降、女性差別撤廃条約の採択や世界女性会議の開催など、様々な取組が国際的な規模で行われています。

我が国においては、従来から、こうした国際的な動向を見ながら、男女共同参画社会形成の一環として、男女平等や女性の人権の確立についての取組が進められてきており、平成11年（1999年）6月には「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

また、女性に対する暴力に関しては、平成12年（2000年）11月に「ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）」が、平成13年（2001年）10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されるなど、立法的な措置がとられています。

なお、DV防止法については、平成19年（2007年）に改正され、保護命令制度の拡充が加えられたほか、市町村の努力義務として基本計画策定などが盛り込まれました。

本市においては、平成25年3月「始良市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会促進のための施策を推進してきました。各種の法律・制度の整備や教育・啓発などの実施により徐々に状況は改善されてきていますが、社会にはいまだ、男女に不平等な慣行が残っており、様々な面での男女共同

参画を阻害する要因になっています。男女平等を推進する学習や教育を充実し、男女共同参画の理念の浸透を図る必要があります。

【施策の方向性】

男女が共に社会の対等な構成員として、お互いに責任を分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、「始良市男女共同参画基本計画」に基づき取り組んでいます。

女性に対する暴力は、人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるものではないという認識を広めるため、あらゆる場で研修や広報啓発活動を推進します。また、暴力や就労の場での性差別等の相談体制を整備することにより、相談者への助言や必要な情報提供などを行い、必要に応じて、関係機関との連携を強化し被害者の保護や自立支援に取り組めます。

(2) 子どもの人権

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、家族構成の変化等で家庭での教育機能低下が指摘されています。その結果、子ども同士の触れ合いの機会が少なくなり、自主性や社会性に欠ける状況をもたらしています。また、地域住民同士の交流や触れ合う機会が少なくなり、地域全体で子どもを育て見守っていくという意識が薄れてきています。

このような状況の中で、全国的には、児童虐待、家庭内暴力、少年非行による問題行動、いじめや体罰による学校での暴力行為、不登校の問題、薬物乱用の低年齢化、援助交際や児童ポルノ等の商品化、子どもを狙った無差別な暴力事件、誘拐事件など子どもの人権を侵害する深刻な事件が多発しています。以上のことから、子ども自身にも人権尊重について正しい理解と認識を深めるとともに、他者の立場を尊重し、自他との違いを個性として認識できる人に成長していく環境づくりを推進する必要があります。

本市においては、国の「次世代育成対策推進法」に基づく「始良市次世代育成支援対策行動計画」（平成 27 年度からは「子ども・子育て支援事業計画」

として継承)の下、次代の社会を担う子どもたちや、子育て中の家庭を支援していくことに取り組んでいます。

【施策の方向性】

子どもの意思が尊重され、権利が保障される環境づくりを進める中で、豊かな人権感覚を備えた人に成長するよう支援します。

特に、深刻化する児童虐待については、虐待の早期発見、早期対応を図っていくため保健、医療、福祉、教育、警察等との密な連携、虐待を受けた子どものケア、大人への教育及び啓発を推進します。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感等が、児童虐待の要因であることから、地域全体で子育て家庭の支援を行う体制づくりの構築に努めます。

(3) 高齢者の人権

【現状と課題】

我が国の高齢化は、出生率の低下や平均寿命の伸びを背景に急速に進展しています。このような中、高齢者人口の増加や家族形態の変化により、高齢者のみの世帯が増加しており、地域社会からの孤立や、介護トラブルなどの問題が起きています。特に、高齢者の人権に関わる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。

国においては、平成12年(2000年)に「介護保険制度」が実施され、高齢者を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

本市においても、65歳以上の人口は、20,905人となり(平成26年4月1日現在)、高齢化率は27.6%と3人に1人が65歳以上という状況であり、高齢化や核家族化が急速に進展し、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあります。また、寝たきりや認知症等により、介護サービスを必要とする高齢者も増加しており、社会的つながりの希薄化や身体的な衰えなどにより、外出する機会も少なくなるなど、地域や社会から孤立する高齢者や老々介護により介護うつになる高齢者も少なくありません。平成27年3月に

は「始良市第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定し、各種の高齢者施策を推進しています。高齢者が豊かな経験と知識を持つ者として敬愛されるとともに、自らの意思に基づき尊厳を持って暮らせる社会の実現が求められています

【施策の方向性】

平成27年3月に策定する「始良市第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」等に基づき、高齢者が地域社会の一員として健康で生きがいを持ち、自分らしい生活を送ることができるよう努めます。そこで、高齢者が長年培った知識や経験を活かせる機会を提供し、社会参加への意欲向上と生きがいを持った豊かな生活を目指せるよう、始良市シルバー人材センターの活用を図り就業機会の確保に努めます。

また、認知症に対する理解を深め、お互いが支え合うまちづくりを推進するため、正しい知識の普及を図るとともに、認知症等により判断力の十分でない高齢者等の権利を擁護するため、成年後見制度利用支援事業等の施策の推進を図り、高齢者に対する訪問販売や通信販売等による消費者トラブルの相談対応窓口の充実、被害防止のための啓発活動の実施に努めます。高齢者の尊厳を保持し、権利利益の擁護を目的に、平成18年（2006年4月）に施行された「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、関係団体等と連携し、高齢者の虐待防止に努め、ケースに応じて適切な措置が図られるよう助言に努めます。

高齢者や介護をしている家族等のための福祉相談（心配ごと相談等）の、充実に努めるほか、高齢者の人権問題の解決を図るため、地域包括支援センターにおいて、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、高齢者が利用しやすい相談体制のさらなる充実に努めます。

（４）障害者の人権

【現状と課題】

国際連合においては、「完全参加と平等」をテーマに、昭和 56 年（1981 年）を国際障害者年と定め、昭和 58 年（1983 年）から平成 4 年（1992 年）までの 10 か年間を「国連・障害者の 10 年」として、各国に対し、障害者施策の推進を求めています。

我が国では、「国際障害者年」を契機に、平成 5 年（1993 年）に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正し、「障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、その基本的理念を示しています。

平成 7 年（1995 年）には、「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策の実施計画である「障害者プラン^{※#}～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」(平成 8 年度～平成 14 年度)が策定され、数値目標を含む具体的な施策目標が示されました。

平成 16 年（2004 年）6 月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）が「障害者週間」（12 月 3 日～9 日）へと拡大されました。

平成 24 年（2012 年）には、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、平成 25 年（2013 年）4 月には、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正し、一部を除き施行されました。

また、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資することを目的に、平成 25 年（2013 年）6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、今後、国や地方公共団体等には、障害のある人に対して、「合理的配慮」が求められます。

鹿児島県においても、平成 7 年（1995 年）に「鹿児島県新障害者対策長期計画」を策定するとともに、平成 9 年（1997 年）には、その重点実施計画と

して、平成9年度（1997年度）から平成14年度（2002年度）までの6か年を計画期間とする「鹿児島いきいき障害者プラン（鹿児島県障害者施策重点実施計画）」を策定し、障害のある人の生涯の各時期において、全人間的に復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」や障害のある人が障害のない人と同等に生活し、活動する社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けた総合的、計画的な取組を進めてきました。

さらに、平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）までを計画期間とする「鹿児島県障害者計画」を策定し、障害の有無に関わらずすべての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して、各種の障害者施策に取り組み、平成25年（2013年）には、これまでの施策の実施状況や障害のある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）を対象期間とする新たな「鹿児島県障害者計画」を策定しました。

本市においては、平成24年3月に「始良市障がい者計画及び障がい福祉計画」（平成24年度～29年度）を策定し、「ノーマライゼーション社会」・「だれもが平等に暮らせるバリアフリー社会」※⁴の実現、人間尊重に根ざした自立生活の展開を推進してきました。

また、国の動向やこれまでの計画の基本理念を継承し、近年における障害者福祉を取り巻く変革を踏まえながら、平成26年度には「第4期始良市障がい者福祉計画」を策定します。

今後も様々な広報媒体や行事をとおして幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的に行い、障害のある人についての正しい理解や認識を広めていく必要があります。

【施策の方向性】

障害のある人の人権が尊重され、自立して生活することができる地域社会を目指して、支援体制の確立と障害のある人自身が能力を発揮できる環境づくりを推進します。生まれながらにして障害のある人、交通事故等で障害者となった人、高齢になっていく中で障害者となっていく人など、人は誰もが

障害と背中合わせに生きているという考えに立ち、障害や障害者に対する理解とノーマライゼーションの理念をすべての市民が認識できるよう、障害者教育の推進と啓発・広報活動を促進します。

障害のある人の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障害のある人の適正に即した雇用機会の確保、及び就労環境の整備を推進します。

障害のある人の雇用を進めるに当たっては、事業主等の理解と協力が必要のため、雇用についての啓発・広報に努めるとともに、各種雇用支援制度の活用や職業訓練の充実を推進します。

障害のある人にとって、やさしい住みよいまちであるために、市全体のバリアフリー化を目指します。

知的障害や精神障害により判断能力が十分でない方が安心して日常生活を営んでいくためには、本人の利益が損なわれないよう法的な支援が必要です。日常生活においては、年金の受給手続き、施設入所の福祉サービス利用のための契約締結、相続の承認、放棄など様々な重要行為を行う場面があることから、成年後見制度などの利用を図ります。

また、判断能力の程度によっては成年後見制度に限らず市社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業※4を活用できるよう、相談支援事業所からの制度紹介や手続きのサポートなど支援体制を充実していきます。

虐待に関する知識等の普及・啓発を推進し、虐待の早期発見・早期対応のための体制づくりや虐待の相談体制の充実に努めます。

障害者が一人の人間として尊重され、また、自らが自分の考えや立場をはっきり持ち、自分だけの力で行動し、生活ができるような施策を推進します。

（５）北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は、かたく

なに否定し続けていましたが、平成 14 年（2002 年）9 月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認めて謝罪しました。同年 10 月、5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。政府は、平成 22 年（2010 年）までに 17 人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。政府は、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。

我が国では、平成 17 年（2005 年）の国際連合総会決議を踏まえ、平成 18 年（2006 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

鹿児島県においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、平成 18 年（2006 年）10 月に、県庁内に「拉致問題庁内連絡会議」を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制を整えています。

本市においては、平成 18 年 6 月に新潟県を事務局として発足された「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」に参加するとともに、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、講演会、パネル展示、ブルーリボン運動、募金及び署名活動などに取り組み、拉致問題の早期解決に努めております。

拉致問題等については、その解決には市民一人一人の声が大きな力となることから、正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるため、啓発活動の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

国及び関係自治体と連携、協力し、拉致問題等に関する情報の把握、提供、被害者及び被害者の家族の支援に努めます。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、広報媒体を活用して啓発に努めるとともに、広く市民に対する教育・啓発活動を推進していきます。学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、拉致問題等について正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

(6) 同和問題

【現状と課題】

昭和 40 年（1965 年）の同和対策審議会の答申では「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国民の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された、同和問題を解決するための具体策として、昭和 44 年（1969 年）に「同和対策事業特別措置法」や、その後に制定された法律に基づき関係諸施策が積極的に推進されました。

同和問題の解決にあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と、これまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、積極的に推進します。

【施策の方向性】

市民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する正しい理解を深め、非合理的な因習的意識を改め、それを克服できるよう、これまでの同和教育や

啓発活動の成果を踏まえ、内容や手法を工夫するとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を推進します。

（７）外国人の人権

【現状と課題】

我が国では、在住外国人の急激な増加に伴い、在住外国人に対する就労差別、言語、習慣、文化等の違いに起因するアパート・マンションに係る差別的取扱い、歴史的経緯に由来する在日韓国人・朝鮮人等をめぐる問題等、様々な人権問題が生じています。これらの問題は、国民の理解が進み着実に改善されつつありますが、いまだ不十分な状況にあります。グローバル化・ボーダレス化（無国境化）の進展は、地域社会のあらゆる分野に大きな影響を与えていますが、同時に、地域社会の一員として生活できる環境の整備はますます重要になってきています。

本市に住民登録している外国人数は、（平成 26 年 4 月 1 日現在）144 人となっており、アジア諸国を中心に 22 か国となっています。

本市では、国際交流活動・青少年交流事業により、相互交流や地域住民と外国人との交流を図り、文化の違い、偏見や差別意識の解消を推進してきました。今後とも、市民や各種団体等との連携を図りながら、国際化の潮流に即した事業を、総合的・多角的に展開することが求められています。このような動向を踏まえ、今後も外国文化や生活習慣を理解するための場を提供しながら国際理解を深める必要があります。

【施策の方向性】

異なった言葉や習慣、価値観を持つ人々の文化を理解することは、個人個人が、同じ地球に暮らす一員としての意識をもつことにつながります。国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いに個性を尊重し合い、相互扶助の精神を持って安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。また、真に国際化時代にふさわしい人権意識を育むよう、学校や社会における国際理解教育、人権教育、人権啓発活動を推進します。

(8) HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権

【現状と課題】

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特に^{※#}エイズ（AIDS）と呼んでいます。エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻で、世界保健機関（WHO）は、昭和63年（1988年）に「世界エイズデー」を定め啓発活動を実施しています。

このHIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。しかし、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否などの問題が起きています。

また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。しかし、従来、我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。その後、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、強制隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような中、平成13年（2001年）にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下され、国による損失補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつありますが、ハンセン病に対する偏見や差別意識には根強いものがあり、ハンセン病元患者等に対する宿泊拒否や嫌がらせなどの問題が起きています。

このような動向をふまえ、今後も正しい知識を広く普及させることが必要です。

【施策の方向性】

「ハンセン病を正しく理解する週間」を中心に、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

学校においては、エイズ教育の推進を通じ、発達段階に応じて正しい知識を身につけることにより、エイズ患者やH I V感染者に関する差別や偏見をなくすとともに、教職員の研修を推進します。

(9) 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

刑を終えて出所した人やその家族については、偏見や差別は根強く、就職に際しての差別、住居等の確保の困難や悪意のあるうわさの流布などの問題があり、社会復帰が極めて厳しい状況にあります。

たとえ、罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻ってくれば一市民です。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の意思とともに、家族、職場、地域社会などの周囲の人々の理解と協力が必要です。

【施策の方向性】

自立を支援する保護司会や、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主会」など、関係機関の活動を支援し、刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別をなくするための啓発推進に努めます。

(10) 犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための施策を講じることが課題となっています。

犯罪被害者等は、犯罪行為による生命、身体又は財産に対する直接的な被害を受けるだけでなく、その後の捜査や裁判等における精神的負担や経済的

な負担、近隣の噂話や中傷、一部マスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉棄損、平穏な私生活の侵害など、精神的苦痛にさらされがちです。

この対策として、平成12年（2000年）に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の制定や刑事訴訟法、検察審査会法、少年法の改正など一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年（2001年）には犯罪被害者等給付金支給法が改正され、平成16年（2004年）には、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための犯罪被害者等基本法が制定されました。

本市でも、犯罪被害者等が地域社会で安心して生活できるようにするため、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援の充実等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化が求められています。

【施策の方向性】

犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、様々な方法で市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。また、マスメディアに対しても自主的な取組が図られるよう理解を求めています。

そして、犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、法務局、警察など、関係機関と連携して、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

(11) インターネット等による人権侵害

【現状と課題】

インターネットには、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数に向けた情報発信、^{※#}ソーシャルメディアなどを利用した不特定多数の利用者間の情報発信等があります。インターネットの普及により、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができるようになりました。しかし、一方では発信者の匿名性を悪用して、他人を誹謗中

傷する表現や差別を助長する表現等の掲載、犯罪被疑者の実名・顔写真の掲載などの人権侵害が発生しています。

また、携帯電話やスマートフォンの急速な普及に伴い、それらの機器を使った誹謗中傷等による人権侵害も発生しています。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、一般に許される限度を超えて、他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダー（インターネットへの接続事業者）に対して当該情報等の停止、削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応が行われています。

また、平成 14 年（2002 年）5 月にはプロバイダー等の自主的な対応を促進するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）」が施行され、これにより、ホームページ等において権利の侵害があった場合、プロバイダーに対し、発信者情報の開示を請求できるようになるとともに、相当の理由がある場合には、プロバイダーが書き込みを削除しても発信者に対して損害賠償責任を負わないこととなりました。

インターネット等については、今後も急速な普及・発展が見込まれています。このため、インターネット等を利用する一人一人が個人のプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深める人権教育・啓発の推進が求められています。

【施策の方向性】

インターネット等を利用する一人一人が、課題や目的に応じて情報及び情報手段を操作・活用する能力を育成し、発信できる能力（メディア・リテラシー^{※#}）を養うための教育・啓発に努めます。

また、インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、相談者に対し、必要な助言や情報提供を行うとともに、相談内容に対応できるよう、法務局、警察など、関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。

(12) 性的指向性と性同一性障害

【現状と課題】

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指し、同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるとされ、こうした性的指向は正常と思われず、現在では、不当なことであるという認識があるものの、根強い偏見と差別から、社会生活のいろいろな面で人権に関わる問題が発生しています。

一方、性同一性障害は、生物学的な性「からだの性」と性の自己認識「こころの性」が一致しない状態を指します。性同一性障害のある人々は、自分の「こころの性」と「からだの性」が一致しないことにより社会生活に支障が生じます。日本では、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づいて、診断と治療が行われており、性別適合手術をはじめ、性同一性障害のある人々に対する治療は、正当な医療行為として認知されています。こうした治療を受け、性別適合手術、さらに戸籍上の性別を変更する人もいますし、そうでない人もいます。

【施策の方向性】

性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。

(13) その他の人権問題

これらの他にも、^{※#}ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行、人身取引（トラフィッキング）、アイヌの人々に対する偏見などの問題があります。

このため、これらのことを踏まえながら、一人一人の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会の実現に向けて、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

3 特定職業従事者に対する研修等の推進

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。そのために、職員一人一人が知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践しているように研修等を実施し、職員の人権意識の高揚に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係職員

教職員は、教育活動を通して、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、子どもの発達段階に応じて人権教育を推進することが求められています。そのために、人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育に関わる多様な指導方法をもって展開する研修に取り組みます。また、協働・体験型の研修を行うなど研修会の工夫にも努めます。

社会教育関係職員は、地域社会で人権に関わる指導者としての役割が期待されています。そのため、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決に資する指導力が身につくよう研修等の充実に努めます。

(3) 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の医療・保健関係者は、人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・^{※#}コンセントの徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このようなことから、医療・保健関係者に対し、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等の充実に支援します。

(4) 福祉関係者

民生委員・児童委員、社会福祉施設職員等の福祉関係者は、生活相談などに直接関わっていることから、常にプライバシーや人権に対する深い理解と認識とともに人権に十分配慮した行動が求められています。

このため、福祉施設等に対し、各職場での人権教育・啓発に関する研修等の充実を支援します。

(5) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人権教育・啓発の媒体として大きな役割を果たしている一方、その情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、マスメディア関係者は常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが求められています。このため、マスメディア関係者に対し、人権に関する情報提供を積極的に行い、人権教育・啓発のための自主的な取組が行われるよう要請します。

4 総合的かつ効果的な推進

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、多様な学習機会の提供と学習内容の充実、各種関係機関や団体との連携、人権教育・啓発に関わる教職員や指導者の育成を積極的に進めていくとともに、インターネットの活用に努めるほか、人権問題を抱える人々が気軽に相談できる窓口の整備など、相談体制の充実を図っていくことが求められています。

(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実

市民一人一人が、日常生活の中で人権問題に関心を持てるよう、家庭、学校、地域社会、企業等あらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。

また、教材、啓発資料等は、理解しやすい内容、表現となるよう工夫するとともに、社会奉仕体験活動や高齢者、障害者との交流活動など参加体験型学習を積極的に取り入れるなど学習内容の充実を図ります。

(2) 連携の促進

様々な人権問題に幅広く対応し、効果的な施策の展開を図るため、本市各関係部課相互の緊密な連携に努めます。また、家庭、学校、地域社会、企業等及び各種関係機関と人権教育・啓発についての連携を促進します。

(3) 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程の中で、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々、様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくため、対象者の理解の程度に応じて、粘り強く実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、生涯学習の視点に立って、発達段階や地域の実情に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進することが大切です。

家庭、学校、地域社会での人権教育の推進については、教職員や社会教育関係者の指導や支援を得ながら、保護者、子ども向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどを積極的に活用するとともに、憲法週間（５月１日～７日）、人権同和問題啓発強調月間（８月）、人権週間（１２月４日～１０日）などの各種月間・週間に合わせて集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる参加型体験学習等を積極的に取り入れるとともに、市民が身近な問題として、人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみのもてる内容となるよう工夫します。

また、人権擁護委員が携わる啓発活動としては、人権作文コンテスト、小学生を対象とする人権の花運動や人権教室、人権に関わる各種週間の街頭啓発が多種多様な手法で行われており、今後も連携した推進を図ります。

（４）人材の育成

学校、地域社会並びに企業等で人権教育・啓発に当たる教職員や指導者の資質・指導力の向上など人材の育成を図ります。

（５）相談体制の充実

人権問題の相談は、生活相談、教育相談、医療相談、法律相談等の関わりがあることから、相談窓口の明確化に努めるとともに、関係機関との緊密な連携・協力を図り、また、相談員の一層の資質向上に努め、迅速な対応ができるよう相談体制の充実に努めます。

1 基本計画の推進体制

この基本計画の実施に当たっては、人権教育・啓発の推進の総合的かつ効果的な推進を図るため、市民生活部を中心に、市役所内各関係部課等と緊密な連絡調整を図りながら施策の推進に努めます。また、関係部課等においては、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各種の施策を積極的に実施します。

2 関係機関との連携の促進

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために、国、県、市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。特に人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動をしている霧島人権擁護委員協議会[※]や霧島人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしていきます。

さらに、NPO等[※]による市民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を図ります。

3 基本計画のフォローアップと見直し

この基本計画の推進に当たっては、施策の実施状況を定期的に点検し、その結果が以後の施策に反映されるよう進行管理を行い、基本計画のフォローアップに努めます。

また、国、県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すこととします。

用語解説

あ行

インフォームド・コンセント

「十分な説明を受けた上での(患者の)同意」。
患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を選択すること。患者と医師等が合同で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。納得診療ともいう。

HIV・エイズ

HIV とはヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) の略。HIV は感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV 感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ(後天性免疫不全症候群、
AIDS : Acquired Immunodeficiency Syndrome) の発症までには平均 10 年以上かかると言われる。しかし、近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されてきている。

NPO

Non Profit Organization の略。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称であるが、日本においては、自発的・自立的な市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。

か行

享有

(権利や能力などを) 生まれながらにもっていること。

グローバル化

政治経済文化などの分野が地球規模で拡大すること。

霧島人権啓発活動地域ネットワーク協議会

法務局霧島支局管内に所在する人権啓発活動に関わる機関等が連携・協力関係を確立し、各種人権啓発活動を総括的かつ効果的に推進することを目的とする組織。

児童虐待の定義(厚生労働省)

・身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

・性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

・ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

・心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV:ドメスティック・バイオレンス) など

人権教育のための国連 10 年

平成 7 年(1995 年)から平成 16 年(2004 年)までの 10 年間に、それまでの国際社会における人権の確立に向けた取組の上に立ち、世界をあげて人権の尊重される社会の実現を目指す取組を推進しようとするもので、平成 6 年(1994 年)12 月の国連総会で決議された。

人権の花運動

花の種子、球根などを児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想をはぐくみ、情操をより豊かなものにすることを目的とした運動。この運動は、昭和 57 年(1982 年)の開始以降、法務省が、実施する市区町村を指定して実施していたが、平成 7 年度(1995 年度)からは全国で実施されている。

人権という普遍的文化

人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化とすること。

人権文化

日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものをいう。

ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返し行うこと。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった者は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な者の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度で、平成 12 年（2000 年）4 月にスタートした。成年後見制度には家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度がある。

ソーシャルメディア

インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

た行

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫から妻へのもしくは恋人など親密な関係の男性から女性への暴力を指す。また、その逆からの暴力を含むことがある。

な行

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべ

きであり共に生きる社会にこそノーマルな社会であるとの考え方。

は行

ハラスメント

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

・パワー・ハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

・セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指す。

・アルコール・ハラスメント（アルハラ）

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動を指す。

・マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。働く女性にとって悩みとなる「セクハラ」・「パワハラ」に並ぶ 3 大ハラスメントの 1 つとも言われている。

バリアフリー

高齢者や障害者等の活動の場をひろげ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味。高齢者や障害者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

福祉サービス利用援助事業

判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの申請代行等の利用援助や日常的な金銭管理等を行う。

ハンセン病

らい菌による慢性の感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低い。仮に発病しても、治療方法が確立している現在では、早期発見と早期治療により完治する病気である。ハンセンは、らい菌を発見したノルウェーの医師の名。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障害者の雇用の割合のこと。

ボーダレス化

従来は区別や差異があり分離していた複数の事項の間で、交流や融合が起こり、その境界が

なくなっていくこと。

ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等様々な需要により、特定の住宅を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で生活を送っている人々。

ま行

メディア・リテラシー

情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

人権に関する取組

年 号	内 容
明治 4 年 (1871年)	「解放令」公布
明治23年 (1890年)	「大日本帝国憲法」施行
明治40年 (1907年)	「癩予防ニ関スル件」公布
大正11年 (1922年)	「水平社宣言・綱領・決議」制定
昭和22年 (1947年)	「日本国憲法」施行
昭和23年 (1948年)	「世界人権宣言」採択 「児童福祉法」施行 「優生保護法」施行
昭和24年 (1949年)	「人権擁護委員法」施行
昭和25年 (1950年)	「身体障害者福祉法」施行
昭和26年 (1951年)	「児童憲章」制定
昭和28年 (1953年)	「らい予防法」制定・公布
昭和31年 (1956年)	「国際連合」加入
昭和33年 (1958年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准
昭和35年 (1960年)	「障害者雇用促進法」施行 「同和対策審議会」設置
昭和40年 (1965年)	同和対策審議会答申
昭和41年 (1966年)	「国際人権規約」採択
昭和44年 (1969年)	「同和対策事業特別措置法」施行
昭和45年 (1970年)	「心身障害者対策基本法」施行
昭和46年 (1971年)	「高年齢者雇用安定法」施行
昭和50年 (1975年)	「国際婦人年」・「世界女性会議」開催
昭和51年 (1976年)	「国際婦人の10年」 (～1985年)
昭和53年 (1978年)	「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行
昭和54年 (1979年)	「国際児童年」 ・ 「女性差別撤廃条約」採択
昭和56年 (1981年)	「国際障害者年」 「犯罪被害者等給付金支給法」施行 「障害者の日」設定 「今後における同和関係施策について」 (同和対策協議会意見具申)
昭和57年 (1982年)	「地域改善対策特別措置法」施行
昭和58年 (1983年)	「国連・障害者の10年」(～1992年)
昭和60年 (1985年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准
昭和61年 (1986年)	「男女雇用機会均等法」施行
昭和62年 (1987年)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行
昭和63年 (1988年)	WHO「世界エイズデー」制定
平成元年 (1989年)	国連「児童の権利に関する条約」採択 「エイズ予防法」施行
平成 3 年 (1991年)	「今後の地域改善対策について」 (地域改善対策協議会意見具申) 「公営住宅のバリアフリー化事業」開始 (新築・建替時等の住戸内段差解消、共用階段手すり設置)

人権に関する取組

年 号	内 容
平成5年（1993年）	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行
平成6年（1994年）	「児童の権利に関する条約」批准 「ハートビル法」施行
平成7年（1995年）	「人権教育のための国連10年」（～2004年） 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「人種差別撤廃条約」批准 「高齢者社会対策基本法」施行
平成8年（1996年）	「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年計画」（平成8年度～平成14年度） 「鹿児島県新障害者対策長期計画」策定 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について」（地域改善対策協議会意見具申） 「男女共同参画2000年プラン」策定
平成9年（1997年）	「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
平成11年（1999年）	「鹿児島いきいき障害者プラン（鹿児島県障害者施策重点実施計画）」策定 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行、 「エイズ予防法」廃止 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
平成12年（2000年）	「外国人登録法」改正（諮問押捺制度全廃） 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「ストーカー規制法」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
平成13年（2001年）	「介護保険制度」・「成年後見制度」施行
平成14年（2002年）	「配偶者暴力防止法」施行 「プロバイダ責任制限法」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「障害者基本計画」策定
平成15年（2003年）	「個人情報保護法」施行 「次世代育成支援対策推進法」制定 「鹿児島県障害者計画」策定
平成16年（2004年）	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行

人権に関する取組

年 号	内 容
平成16年（2004年）	「障害者週間設置」 「人権教育のための世界計画」国連採択 「犯罪被害者等基本法」制定
平成17年（2005年）	「犯罪被害者等基本計画」策定 「発達障害者支援法」施行 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
平成18年（2006年）	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「拉致問題庁内連絡会議」設置（鹿児島県庁内） 「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」参加（始良市）
平成21年（2009年）	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」制定
平成22年（2010年）	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成23年（2011年）	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更（北朝鮮当局による拉致問題等） 「犯罪被害者等基本計画（第2次）」策定 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立
平成24年（2012年）	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「始良市次世代育成支援対策後期行動計画」策定 「始良市健康増進計画」策定 「始良市障がい者計画及び障がい福祉計画」策定
平成25年（2013年）	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」一部施行 「始良市男女共同参画基本計画」策定

※太字については、本計画書内に表記

人権に関する月間・週間

月	内容
4月	・発達障害者啓発週間（4月2日～8日）
5月	・憲法週間（5月1日～7日） ・児童福祉週間（5月5日～11日）
6月	・男女雇用機会均等月間 ・HIV検査普及週間（6月1日～7日） ・人権擁護委員の日（6月1日） ・らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日） ・男女共同参画週間（6月23日～29日） ・ハンセン病問題を正しく理解する週間 （6月22日を含む日曜日から1週間）
8月	・人権同和問題啓発強調月間（県）
9月	・障害者雇用支援月間 ・高齢者元気・ふれあい推進月間（9月～10月） ・自殺予防週間（9月10日～16日） ・老人週間（9月15日～21日） ・老人の日（9月15日）
10月	・高齢者雇用支援月間 ・犯罪被害者支援の日（10月3日）
11月	・児童虐待防止推進月間 ・女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日） ・女性に対する暴力廃絶のための国際デー（11月25日） ・犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）
12月	・世界エイズデー（12月1日） ・障害者週間（12月3日～9日） ・国際障害者デー（12月3日） ・人権週間（12月4日～10日） ・人権デー（12月10日） ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）
2月	・情報セキュリティ月間

世界人権宣言

1948年12月10日採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するい

かなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定さ

れるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及

びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行わなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく解放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、居住の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

[平成 12 年 12 月 6 日 法律第 147 号]

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他の人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

始良市人権教育・啓発基本計画策定委員会要綱

（設置）

第1条 本市における人権教育・啓発基本計画（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定による人権教育・啓発の継続的・長期的に推進するための施策をいう。以下「基本計画」という。）を策定するため、始良市人権教育・啓発基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項について、審議及び検討を行う。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から基本計画策定及び基本計画書作成までの期間とする。

（服務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年5月1日から施行する。

始良市人権教育・啓発基本計画

発行年月日 平成 27 年 3 月
発 行 鹿児島県始良市
編 集 始良市 市民生活部 市民課
〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
電 話 0995-66-3111 F A X 0995-65-6994
ホームページ : <http://www.city.aira.lg.jp/>